

2012年6月6日

「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案(仮称)
に対する(社)日本尊厳死協会の謝意

一般社団法人日本尊厳死協会
理事長 岩尾總一郎

尊厳死法制化を考える議員連盟のみなさま；

今回、尊厳死法制化議連の増子会長をはじめとする議連のみなさまのご努力により、終末期における延命措置の「不開始」と「中止」に関する法律二案が議連総会に提出されるに至ったと伺いました。議連のみなさまには法制化に向けて素早く対応いただいておりますことを、深く感謝いたします。

今回の法律案には障害者や患者の方々に配慮した条文が追加されています。これは3月22日の議連総会での論議を踏まえ、議連の先生方が国民の一人一人と真剣に向き合い、議論して出された結果と拝察いたします。先生方の真摯な対応に、重ねて感謝いたします。

当協会は3月22日に開催された議連総会時、先生方の法案作成へのご努力に対して謝意を述べ、願わくば、条文に延命措置の「不開始」のみならず「中止」も加えていただきたい旨の意見表明をいたしました。今回、この要望が第二案として結実し、選択すべき法律案の一つとなったことは、会員一同、感無量であります。

この法律は、終末期の医療において個人の意思が尊重されることにあります。延命措置の「中止」に関して法律が創られれば、医療者も民事上、刑事上の責任を問われず、安心して患者の意思を尊重した治療に専念出来ることとなります。協会はこれが法律制定の一番意味のあるところと考えます。

30年余に及ぶ協会活動の原点である尊厳死法制化がなされるという現実を踏まえ、議連のみなさまには改めて、法律案の上程、早期成立に向けなお一層のご尽力をお願いし、協会からの謝意といたします。